

北秋財040008

令和5年4月1日

建設工事業者 各位

北秋田市財務部財政課長

北秋田市発注工事における「単品スライド条項」の運用についての
一部改正等について（通知）

このことについて、すでに平成20年8月27日付け通知において北秋田市発注工事における工事請負契約書契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の運用をしておりますが、より幅広い資材の高騰等の価格変動に対応するために、一部改正を行いましたので通知します。

1. 改正内容

- ・北秋田市単品スライド条項の概要を作成しました。
- ・北秋田市工事請負契約書契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の運用基準（平成20年9月1日施行）を「増額スライドの運用要領（単品スライド）」として全部改正し、資材等が高騰した場合の運用要領とします。
- ・「減額スライドの運用要領（単品スライド）」を新設し、資材等が下落した場合の運用要領とします。
- ・上記運用要領の適用にあたり実施のためのフローや様式は秋田県の運用を準用するものとして取扱います。

2. 適用期日

令和5年4月1日から適用します。

お問合せ先：北秋田市財務部財政課 電話：0186-62-6607